

PEOPLE WITH LEGAL MIND



要人外国訪問支援室長による公金詐欺事件を受けて、今年4月、外務省に新たな監察査察官制度が創設された。初代監察査察官のポストに就かれた検事の北田幹直氏にうかがう。

一つのTと二つの

小誌2002年2月号でお話をうかがった時は、国連アジア極東犯罪防止研修所所長というお立場でしたが、その直後の4月、外務省に新設された監察査察官というポストに移られました。まず、監察査察官というポストが設けられた経緯からうかがいたいと思います。

北田 昨年来、外務省で度重なる不祥事があり、それに対する反省から外務省改革の機運が高まりました。具体的な改革の一環として、金銭関係の不祥事を防止し、報償費をはじめとする予算が効率的に執行されているかをチェックするために、監察査察を強化する必要があるという認識に基づいて創設されたポストです。

外交政策そのものの適否を見る組織ではないということですね。

北田 川口大臣が就任されて間もなく、今年2月12日に発表された「開かれた外務省のための10の改革」（右頁・資料1参照）の中に「外務省予算の効率的利用・透明性の確保」という一項目があります。そこに「調達などの会計手続の見直しや監察・査察制度の活用により、不正の再発防止を確かなものとします。」とあるように、主たる職務として金銭に関係する不祥事の防止を期待されているもので、外交政策の適否を判断することを念頭に置いた制度ではありません。つまり外務省という組織体において、法令その他の規則にのっとって適正に業務が遂行されているかを見る。そして、会計

上の不適正な処理や不正行為が起らないよう目を光らせるのがわれわれに期待される役割です。

具体的な業務内容についてうかがいます。

北田 文字通り監察と査察に関する業務を行うわけですが、監察は国内の外務省本省の各部局を対象として実施し、査察は在外公館を対象とするものです。

監察は、外務本省について、第一に各部局の活動や運営状況、第二に経理状況や調達が適正に行われているかといった予算の執行状況、主にその二つの点を見ます。具体的な作業としては、一定周期で全部局についてチェックする通常監察があります。本省には約20の内部部局がありますが、4月に監察査察官制度が設けられて以来、ほぼ2カ月から3カ月に1度のペースで対象部局を選び出し、通常監察を実施してきました。手順としては、まず対象部局を選定・通告し、事前調査をしてから、ヒアリングや書類のチェック、勤務状況の確認などの監察作業を行う。その結果を取りまとめて、関係部局等に報告する。必要と判断すれば改善提案を行いさらに提言の実施状況をフォローしていくというものです。

在外公館については従来から、それを対象とする査察という制度がありました。

北田 在外公館の活動・運営状況および経理面の適正さについて見るのが査察です。外務大臣から任命される査察使がヘッドとなって3~4人の外務省職員で構成される査察ミッションがこれを実施してきましたが、昨年発覚した外務省不祥事の反省に立って、査察に中立性と客観性を持たせるため、外部の専門家も査察ミッションに加わって査察する特別集中査察を昨年9月から実施しています。最初の特別集中査察では、弁護士と公認会計士の方が査察ミッションに加わって実施しましたが、それ以降は会計検査院等各省庁のOBの方に

北田幹直氏

外務省監察査察官

加わっていただいたこともありました。監察査察官制度が発足し、合計3人の公認会計士の方々スタッフが加わった陣容になってからは、公認会計士または監察査察官が査察ミッションに加わって査察がより中立的かつ客観的に行われるように努めています。わが国の大使館や総領事館といった在外公館は全世界に188ヶ所ありますが、3年間ですべての在外公館に特別集中査察を実施する計画です。

監察・査察の業務にあたる上で、どのような意識が求められるとお考えですか？

北田 私は、行政機関が活動する上で常に保持しなければならない三つの重要な要素があると思います。それらのインシヤルから一つのTと二つのIが大切だと考えています。つまり、透明性(Transparency)、清廉性(Integrity)、公平性(Impartiality)です。外務省で昨年来、多くの不祥事が明るみに出たことに照らすと、外務省ではこの三つの要素が不十分であったと言わざるを得ないと思います。その三つの要素を高めていくことが監察査察官に課せられた使命だと考えています。

内部監察であることの積極的意味

監察査察室の組織形態は？

北田 監察査察室(資料2参照)は外務省大臣官房に設けられた組織で、監察査察官は監察査察に関する事務全般を統括し、実施方針・実施計画を策定するポストです。監察査察官のもとに官房参事官、監察査察室長が置かれ、首席事務官のもとに四つの班があります。私を含め室員は現在22名です。

外部からの専門家の登用状況は？

北田 私自身、検事という身分のまま外務事務官を併任されるかたちですが、私を含めて検事が2名、東京地検検察事務官から出向している者が1名います。その他、任期付採用の公認会計士が3名配置され、専門知識を活かして経理状況をチェックする業務に携わっています。

現在、社会のさまざまな分野で外部評価、第三者評価の必要性が問われています。その議論の中、内部監察は、どうしてもチェックがお手盛りになる。厳正、客観、公正という点で難しいのではないかという意見があると思いますが。

北田 それが多々批判的はずれな批判であるとは思いません。内部的な監察にするのであれば、中立性、独立性、公平性等が十分保てる制度にすべきです。外務省としても、内部性の問題点については十分認識し、監察査察官には中立性・客観性・公平性が必要であるということから外部の人間を当てようと考え、検事である私が監察査察官に登用されたと理解しています。

逆に、内部制度という形態にする積極的意味も

あるのでしょうか？

北田 内部監察、外部監察を問わず、強制的な権限を与えられずに監察を行わなければなりませんので、監察対象となる組織と人からの協力が必要不可欠です。その観点からすると、内部監査制度の方が内部の協力と情報を入手しやすく、不正の端緒を把握しやすいというメリットがあると思います。そのメリットを活かすためには、いったん、そのような情報を入手したらおろそかにすることなく、常に厳正かつ適正に対処しなければなりません。内部監察に対する信頼を高めるためにも、内部監察に携わる者はこの点をよく心しなければなりません。

すでに8月30日、在外公館における不正事案3件に関する処分を発表されていますね。

北田 3件とも監察査察室が事実関係の調査や告発の可否の検討に関わっています。不正が行われていないか事後的にチェックをするとも、リスクアプローチと言いますか、日常の業務の遂行、サービスの状況を調査することで、不祥事や不適正な行為に結び付く芽があれば、それを摘みとることも大切です。そして不正があれば、厳正に対処し、措置を講ずる。そのことが効果的な再発防止の方策にもなるはずですが、お尋ねの3件は、まさしく適正かつ厳正に処理されたもので、外務省が不正に対してこのような厳正な姿勢を示すことによって再発抑止効果も期待されると思います。

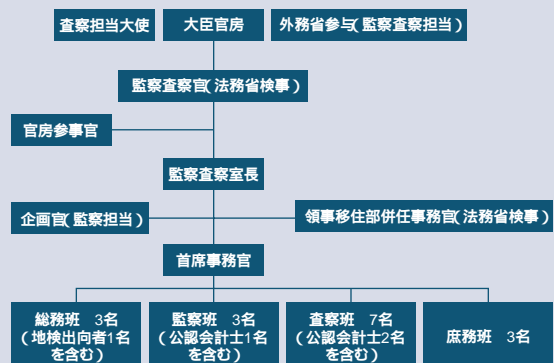
不正の端緒をとらえるための内部通報制度は用意されていますか？

資料1 開かれた外務省のための10の改革

- 1、不当な圧力の排除
- 2、誤ったエリート意識の排除とお客様志向
- 3、人事制度の再構築
- 4、秘密保持の徹底
- 5、ODAの効率化・透明化
- 6、外務省予算の効率的使用・透明性の確保
- 7、NGOとの新しい関係
- 8、広報・広聴体制の再構築
- 9、大使館などの業務・人員の見直し
- 10、政策立案過程などの透明化

出所：外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/>)

資料2 監察査察の体制



出所：「監察査察の業務について」監察査察室資料

北田 特に「内部通報」という言葉は使っていませんが、「意見提案窓口」として省員から情報を受け付けられるように、メールの窓口を設けています。加えて毎年定期的に省員、特に在外公館の館員から勤務状況や経理状況を含めた館内の状況を書面で監察査察官に提出してもらう制度を導入しています。法令に抵触するような行為、あるいは不正な会計処理があれば、速やかに察知し、対応できる仕組み、問題があったとき、それが握りつぶされることなく、われわれにきちんと情報が集まる仕組みが必要です。

監察査察の業務は大きな権限を持つ制度であり、その行使にあたっては、まさに北田監察査察官のご持論である透明性、清廉性、公平性が何より求められますね。

北田 業務遂行の過程で時には人のプライバシーに関することを含めて知りうる立場にあるわけで、権限の濫用は絶対にあってはなりません。それは監察査察に携わる者一人ひとりが強く自覚しなければならないことです。

痺癢度が高い地域での業務

初代の監察査察官としての抱負をお聞かせください。

北田 この制度発足から半年が経過しましたが、その間、監察査察室の職員が一丸となって監察業務、査察業務そして特命的な調査業務をよく遂行してきたと自負しています。これから一丸となって外務省内に三つの要素(透明性、清廉性、公平性)を高めて、国民の外務省への信頼回復に役立てればと考えています。

監察査察官のポストは、外務省内の局長に準ずるポストと格付けされています。監察査察が外務省改革にとって重要であるとの考えに基づいて、高い格付けがされています。また人的な手当でもなされ、監察・査察の機能が各段に充実しました。とはいえ、われわれの室の20名余りではできることには限りがあります。昨年来のような不祥事を決して再発させないためには、やはり外務省のすべての職員が、コンプライアンスと呼ばれる法令遵守意識を高く持ち、監察査察制度への理解と協力が重要です。

制度がスタートしたばかりですが、省員の意識など変化をお感じになっていることは?

北田 本省の部局に対する監察においても、また特別な案件の調査においても、さらに在外公館に対する査察を実施する際にも省員や在外公館からおしなべて協力的な対応が得られています。監察査察の制度が創設されたことで、今まで以上に業務を適正に遂行しようという意識は確実に高まっていると思います。

この機会に、ぜひ強調したいことがあります。外務省

の省員の大半は適正に、かつ大変熱心に職務にあたっているということです。私はこの職について半年ですが、ある部局を対象とした監察においてその部局の省員一人ずつから、業務上の課題、組織体制、業務の運営状況、上司・部下との関係などを聴取しました。そのような機会を通じて、大半の省員は国民のために働くという気概を持って職務にあたっていると感じ取ることができました。昨年来の不祥事からすると、外務省に対する強い批判と信頼の失墜は無理からぬところですが、他方、多くの職員がこのような気概を持っていることを知っていただければと思います。

メディアの報道は、外務省改革のための「行動計画」でも、在外公館において「配偶者間に上下関係がないことを再確認する」といった外務省特有の意識を揶揄するような内容が目立ちましたが、決してそういう実態ばかりではなく、日本から遠く離れ、大変な環境で職務にあたっている職員も大勢おられるわけですね。

北田 外務省では赴任先について、治安状態、衛生状態など様々の生活条件を加味したものを痺癢度という言葉で示します。0から6までのレベルがあり、痺癢度が高いほど生活困難な土地ということになります。先日、痺癢度6とされているアフリカ中央部に位置する国の大使館に査察に行ったのですが、マラリア汚染地域で、高温多湿、治安状態が悪くて昼間さえ通りを歩けないというのがその国の首都の状況でした。娯楽も何もなく、日々の生活は大使館と宿舍の往復だけ。そういう大変厳しい環境にありながら、実に熱心に業務にあたっている職員がいるわけです。私はその様な環境の中でも懸命に努力する大使館員を目の当たりにし頭が下がる思いでした。

これから官僚や検事を目指される人にメッセージをお願いします。

北田 検事であれ、外交官であれ、その他の官僚であれ、仕事をする上での積極性、責任感そして発想の豊かさが重要だと思います。これらを持って仕事にあたられば、周囲から信頼を得て、やり甲斐が相乗的に高まっていい仕事、いい結果が出せるはずです。また、日常の職務にあたって、ルーティーンに流されることなく、常に問題意識を持ちながら日々の案件にあたること。そして全体の奉仕者として、国民の考えるところは何か、それを忘れないことです。国民と乖離した意識であれば、いかに高い能力を持とうが、国民の負託に応えた行政、司法、外交を実現することはできません。

北田 幹直(きただ みきなお)

1952年生まれ。1973年9月司法試験合格。1974年3月京都大学法学部卒業。1976年4月東京地検検事。その後、鹿児島地検、宇都宮地検等で勤務し、法務省刑事局付検事、在アメリカ合衆国日本大使館一等書記官、法務省刑事局国際課長等を経て1999年4月国連アジア極東犯罪防止研修所所長。2002年4月より外務省監察査察官(現職)。